

- 一、 労働時間 法部府十二年六月十日 五日間
- 一、 労働の種別 自部隊十二平六月三日
- 一、 労働の場所 交際部隊
- 一、 労働の時間 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の場所 警備部隊 四時二十分

警備部隊の件

不可行なることなり。

- 一、 労働の種別 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の場所 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の時間 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の場所 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の時間 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の場所 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の時間 警備部隊 四時二十分
- 一、 労働の場所 警備部隊 四時二十分

財團 謝賜會 谷古屋出張所

財團 協調會 名古屋出張所

- 一、 参加人員 九四名（内女一〇名）
- 一、 従業員数 男二一四名 女二六名
- 一、 争議概要

事業課長金子晋吉外四名を休職處分に附したので三河愛國従業員組合聯盟にて休職辭令を返還して交渉に入り、遂に會社側は之を撤回し將來も労働組合員側に不當なる地位の不安を與へざることとして解決。

光陽陶器合資會社争議の件

- 一、 事業場名 光陽陶器合資會社
- 一、 所在地 愛知縣東春日井郡旭村三郷
- 一、 事業の種類 陶器製造